

JAPANISCHE INDUSTRIE- UND HANDELSKAMMER zu Düsseldorf e.V. デュッセルドルフ日本商工会議所

「ポストコロナの経営相談窓口—DX 対応から個人事業主支援まで—」

【事業主旨】

今春、日本の外務省により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で生活に支障が出ている海外の在留邦人・日系人の支援をすべく、在外の日本人会、日本商工会議所、日系人団体等を通じて、在留邦人・日系人コミュニティの感染拡大防止策やビジネス環境作り支援策を講じることを目的とした事業制度がスタートしており、本制度に基づき当会議所として以下事業を行います。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003572.html

【事業内容】

当会議所に「ポストコロナの経営相談窓口—DX 対応から個人事業主支援まで—」を設置、当会議所にて予めリテンション契約する複数の専門家が、在独日系企業（含む非会員企業・個人事業主）からのポストコロナの経営相談に応じます。

相談に応ずることで専門家側にて発生した費用は、1社上限1000ユーロまでいったんJIHKが負担、JIHKが纏めて外務省に請求します。（※1000ユーロの制限はVAT込みの費用です）。また本事業案はあくまで相談業務の対価としての費用のため、実際に発生する設備や備品の購入代金には充当されません。

【利用できる日系企業・個人事業主】

①当会議所の会員企業のうち、ドイツ国内の日本企業・日系人企業・個人事業主

②当会議所会員でないNRW州内の日本企業・日系人企業・個人事業主

（日本企業、日系人企業の定義は以下のとおり。個人事業主は在留邦人、日系人が事業主となり、営業届けを提出している者に限る）

・「日本企業」は、（1）本邦企業の海外支店等、（2）本邦企業が100%出資した現地法人及びその支店等、（3）合弁企業（本邦企業による直接・間接の出資比率が10%以上の現地法人）及びその支店等並びに（4）日本人が海外に渡って興した企業（日本人の出資比率10%以上）を指す。

・「日系人企業」は、日系人（日系移住者（帰化した者を含む）及びその子孫で、日本国籍の有無は問わない）が経営している企業を指す。

【相談内容の範囲とそれに対応できる契約専門家（すべて日本語で対応可）】

相談内容	契約専門家	担当者名 (敬称略)
①DX 対応、業務効率化全般	-KPMG AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft	辻村 温憲
	-KDDI Deutschland GmbH	宮崎 浩彰
②ホームオフィスに伴う IT セキュリティ	-KDDI Deutschland GmbH	宮崎 浩彰

③ホームオフィスに伴う労務管理	-Heucking,Kühn,Lüer,Wojtek PartGmbB	金子 浩永
④コロナ対応に係る税務面でのアドバイス	-Frankus Wirtschaftsprüfer Steuerberater Rechtsanwälte	西村 東陽
	-Schnorbus Helmhold Wardemann PartGmbB	田中 泉
⑤個人事業主、レストラン経営者への助言	-PricewaterhouseCoopers GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft	池田 良一
	-Hanaoka Tax Advisor Office	花岡 美幸
⑥ドイツ公的機関によるコロナ支援制度助言	-NHS GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft	西海枝 健
	-PricewaterhouseCoopers GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft	池田 良一
	-Hanaoka Tax Advisor Office	花岡 美幸

【申し込み方法】

- ・相談したい項目（上記①～⑥から選択）と相談内容の説明
- ・相談を希望する専門家（上記契約専門家より選択）
- ・相談方法（Zoom ビデオ会議、メール、または面談）
- ・デュッセルドルフ日本商工会議所会員企業以外の企業・個人事業主の方は、申し込みの際し、以下をご提示ください。

①現地法人・支店：商業登記等登記番号

②駐在員事務所：納税者番号

③個人事業主：営業届の写し

上記を明記して、ポストコロナの経営相談窓口 info@jihk.de にメールにてお問い合わせください。

内容を精査し、契約専門家に対応の可否を確認、その後契約専門家より直接各企業の担当者様にご連絡させていただきます。

●個人データについての確認

デュッセルドルフ日本商工会議所は、相談申込頂く方の個人情報を、デュッセルドルフ日本商工会議所のプライバシーポリシー（プライバシーポリシー）に基づき適切に処理致します。本件相談申込みをデュッセルドルフ日本商工会議所にご送付される方は、以下の点に同意されたものと見做されます。

（１）ご記入頂きました個人データは、デュッセルドルフ日本商工会議所において、お申込み手続き、それに関するお問い合わせ、及び照会者リスト作成のために保存し、使用致します。

（２）また当該個人データは、相談に応じる契約専門家に伝達され、同様の目的で使用・保存されます。

（３）お申込みされた方は、いつでもこの同意を撤回する権利を有します。撤回の申し立てにより、保存されたデータは即座に削除されます。また、事業終了後、データ保存の必要がなくなった場合も削除されます。

（４）またお申し込みされた方は、いつでもデュッセルドルフ日本商工会議所、及び契約専門家に保存された自らの個人データに関する情報について要求する権利を有します。

デュッセルドルフ日本商工会議所 ポストコロナの経営相談窓口 —DX対応から個人事業主支援まで—

【事業対象者】

JIHK会員企業のうち、在独日本企業、日系人企業会員（含む特別会員）等（日本企業、日系人企業の定義は外務省作成Q&A集第2項による）



JIHK会員ではないNRW州内の日本企業、日系人企業 等（日本企業、日系人企業の定義は外務省作成Q&A集第2項による）



①JIHKホームページにある相談窓口コーナーから事業内容をご確認ください



②相談を希望する企業は以下を明記してJIHKにメールにてお問い合わせください

- ・相談したい事業概要
- ・相談を希望する専門家の指定
- ・相談方法（ビデオ会議、メール、または面談）の指定

デュッセルドルフ日本商工会議所（JIHK）

⑦JIHKは成果報告書、支出報告書等を在デュッセルドルフ日本国総領事館に提出する



在デュッセルドルフ日本国総領事館
Japanisches Generalkonsulat Düsseldorf



会計士、弁護士、その他の専門家

④専門家よりアドバイス実施

- 1.DX対応・業務効率化
- 2.ホームオフィスに伴うITセキュリティ
- 3.ホームオフィスに伴う労務管理
- 4.コロナ対応に伴う税務上のアドバイス
- 5.個人事業主、レストランへの経営助言
- 6.ドイツ公的機関による支援制度助言

③JIHKは各申し込みを精査します。対応可能と判断されたケースは指定された専門家に相談内容を依頼、対応の可否を確認します。対応できるものについては、専門家より直接ご連絡させていただきます。

⑤相談終了後専門家からはJIHKに相談の概要、アドバイスについての報告書が提出されます。

⑥相談料の支払い（専門家の費用）は、1社1000ユーロを上限としてJIHKが負担を致します。追加で相談したい方は別途各専門家にご相談下さい。